

消費者機構日本 ニュースレター

117号



《本号の目次》

1. 年頭所感
2. 認定 NPO の認定期間中断のお知らせ
3. 消費者団体訴訟制度支援検討会（第 3 回）の状況
4. 全国の適格消費者団体（13 団体）のホームページ公表状況

1. 2016 年（平成 28 年）年頭所感

消費者裁判手続特例法施行対応が中心課題

特定非営利活動法人
消費者機構日本
理事長 和田 寿昭

2015 年、消費者裁判手続特例法の施行にむけて「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針」が確定し、同法の施行日が 2016 年（平成 28 年）10 月 1 日と決定されました。いよいよ本年は、特定適格消費者団体の認定申請の具体的準備をすすめることとなります。被害回復関係業務の設計と業務規程の整備、そして業務を円滑にすすめるための体制整備・財政基盤強化など、課題は目白押しです。

併行して、消費者庁は「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を開催、適格消費者団体及び特定適格消費者団体への財政面・情報面における支援を検討しています。適格消費者団体の差止請求の活動は、多くの専門家のボランティアに支えられるとともに、事務経費等は各団体の会費・寄附金で賄われています。差止請求活動は、法令に反する事業者の不当な行為の停止を求める活動であり、公正な消費市場を形成する意味も有する極めて公益性の高い活動であることから、適格消費者団体への支援は大きく拡充される必要があります。

消費者裁判手続特例法にもとづく被害回復業務の費用は、簡易確定手続きに参加する消費者から受け取れる制度となっていますが、費用を確実に賄えるかどうかは事案によっても異なり、実際に制度がスタートしてみなければわかりません。手続きに要する費用は、いったんは特定適格消費者団体の立て替えとなりますので、少なくとも費用の貸付等の支援が必要です。情報支援については、提供対象となる情報の範囲の拡充や提供に要する期間の大幅な短縮が望まれるところです。

この検討会の議論が具体的な支援へと結実するよう対応してまいります。

当機構は、2015 年 7 件について約款等の是正を実現し公表しました。内 2 件は差止請求訴訟を提起した結果、差止の対象とした契約条項が削除・是正され、和解に至った事

案です。また、新たに 7 件の事案について申入れ等を行っています。
本年も差止請求活動をすすめ、消費者被害の拡大防止に貢献してまいります。

さらに制度面では、消費者委員会における消費者契約法及び特定商取引法の改正論議の動向を注視し、パブリックコメントを提出する等してました。今年は、それぞれの改正法案が国会に提出されると思われまますので、早期成立をめざし取り組みをすすめます。

当機構への引き続きのご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2. 認定 NPO の認定期間中断のお知らせ

当機構は現在、国税庁より認定 NPO として認定を受けており、賛助会員をはじめとした寄付者の皆様には、税制優遇措置がございます。

この制度は、平成 24 年の法改正により、認定業務が国税庁から都道府県へと移管されております。当機構の国税庁による認定有効期間が 2016 年 2 月 15 日までであるため、それまでに東京都の認定を受けることを目指し、2015 年 7 月には認定申請をおこなってまいりました。ところが、下記のような理由から今年度の認定は受けられないこととなりました。あらためて、2015 年度決算を経て 2016 年 6 月頃に認定申請を行います。そのため、2016 年 2 月 16 日から、来年度の申請により新たに認定を受けられるであろう 2017 年 1 月ころまで認定期間が中断することとなります。その間にご納入頂いた賛助会費等の寄附金については、税制優遇措置の対象となりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、引き続きのご支援をどうかよろしくお願い申し上げます。

記

1. 今年度申請において、認定基準を満たさなかった理由

(1) 認定基準

認定基準の一つに、「受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に充てる」という項目があります。この計算式は、次のとおりです。

(計算式)

「受入寄附金のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額」÷「受入寄附金総額」

(2) 消費者庁の委託事業の影響

当機構は、認定審査期間（平成 25 年度、26 年度）のうち平成 25 年度に、消費者庁の委託事業（約 780 万円）を受けています。その事業に要する費用は消費者庁からの支払いを受けるので、「受入寄附金のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額」には入れられません。そのため上記の認定基準の 70%を満たしませんでした。

(単位:円)

	2013 年度	2014 年度	合計
① 特定非営利活動に係る事業費	14,060,858	8,840,006	22,900,864
② 託事業の事業費	7,820,229	0	7,820,229
③ 受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費にあてた額(①-②)	6,240,629	8,840,006	15,080,635
④ 受入寄附金の総額	11,110,320	10,914,772	22,025,092
			③ / ④ 68.5%

2. 当機構の対応

あらためて、2015 年度決算を経て、認定申請を行います。これにより、認定審査期間から消費者庁からの委託事業が発生した 2013 年度がはずれますので、上記の認定要件をクリアできます。

3. 東京都より認定を受けられる時期の見通し

2017 年 1 月頃になるものと予想されます。

4. 皆様へのお願い

- (1) 今回、認定 NPO の基準を満たすことができませんでしたが、このことと、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体及び、消費者裁判手続特例法における特定適格消費者団体の要件は、まったく関係がございません。当機構は、引き続き消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として活動をしてまいりますし、2016 年 10 月の消費者裁判手続特例法の施行に合わせ特定適格消費者団体としての認定申請が行えるよう準備をすすめてまいります。消費者被害の未然防止と回復の為、ひいては公正な消費市場の実現の為、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。
- (2) 2016 年 2 月 15 日までで国税庁の認定有効期間が終了し、あらためて東京都に認定されるまでの間は、当機構へのご寄付(賛助会費含む)は、税制優遇措置の対象となりません。今年度、ご寄付をご予定いただいております方は、2 月 15 日までの納付をお願いします。
- (3) 東京都より認定 NPO の認定を受けることができましたら、すみやかに本ニュースレター等で、皆様にご案内いたしますので、2016 年度にご寄付をご予定いただいております方は、その後、ご寄付をお願いできれば幸いです。

3. 消費者団体訴訟制度支援検討会(第3回)の状況

昨年 10 月より、消費者庁において「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」が開催されています。

第 3 回が 12 月 4 日に開催され、情報支援をすすめる観点から、(1) 地方公共団体からの情報支援、(2) 国民生活センターからの情報支援、(3) PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)の端末の配置の 3 点について検討され、以下のような議論が行われました。

(1)地方公共団体からの情報提供について

①消費者庁からの提案

適格消費者団体が消費者等から差止請求の端緒となる情報を入手した場合、消費者契約法 40 条にもとづいて、当該事業者名と差止請求の対象となる可能性を示して書面で請求すれば、国民生活センター及び消費生活センターは PIO-NET 情報を適格消費者団体に提供している。これにとどまらず、適格消費者団体の申請に応じて、例えば、相談情報を受け付けたセンターから、相談の際に入手した契約書等の書類を提供するなど先駆的な取り組みもあるので、他の地方公共団体に周知する。

②適格消費者団体からの意見

提案内容には賛成。相談を受け付けたセンターで入手できている契約書等について提供が円滑にすすむようにされたい。この提案に加え、地方公共団体が端緒情報を提供しやすい環境整備として、消費者契約法施行規則、特例法施行規則の見直しをお願いしたい。

(2)国民生活センターからの情報提供について

①消費者庁からの提案

消費者契約法 40 条、特例法 91 条の枠組みでの情報提供について電磁的方法による申請を可とする。ある事業者に対して差止請求をした後の状況を確認するために、当該事業者に関する情報提供を可能とする。

②適格消費者団体からの意見

提案内容には賛成。この提案に加え、PIO-アラート(近時、相談件数が急増している事業者のリスト)の提供など、端緒情報の提供をすすめていただきたい。また、特定適格消費者団体に PIO-NET 情報を提供する際には、相談概要にとどまらず処理結果の概要についても提供をお願いしたい。

(3)PIO-NET 端末の配置について

①消費者庁からの提案

適格消費者団体への PIO-NET 端末の配置について検討をすすめるが、モニター画面上のみで閲覧することとし、データの複製・印刷は認めない。

②適格消費者団体からの意見

現在の差止請求業務の範囲・量であれば、PIO-NET 端末の配置を急ぐ必要はない。PIO-アラートの提供、問題を有する事業者の同一業種の事業者に関する情報の提供等ができるようになれば、PIO-NET 端末配置の必要性は高まるので、その際に検討をお願いしたい。その場合、データの印刷ができなければ、会議で使用するにあたり不便であるので、セキュリティー対策はアクセスログを残すよう義務付けるなどの方法を検討されたい。

一方、特定適格消費者団体については、情報確認を迅速に行う必要があり、処理結果の提供とあわせ PIO-NET 端末の配置の検討をすすめられたい。

※配布資料等は、下記のウェブサイトを確認いただけます。

<http://www.caa.go.jp/planning/index16.html>

今回は、1月20日(水)14:00~16:00に開催され、・申請書類の添付書類の簡素化、
・業務マニュアル、・会計基準、について検討されます。

4. 全国の適格消費者団体（13 団体）のホームページ公表情報（12 月 1 日～12 月 31 日分）

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（13 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(12月1日～12月31日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■12月24日：一般社団法人 北海道住生活保全協会へ申入書を送付しましたが、未だ回答がありません。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=342 ■12月24日：札幌賃貸管理株式会社へ建物賃貸借契約条項について申入れを行い、それに対し回答書を受領しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=343
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■12月3日：消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書を提出しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/pdf/151203_01_01.pdf ■12月4日：株式会社NTTドコモに申入れを行ないました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/151204_01.html ■12月8日：株式会社リクルートホールディングスに対し、申入れを行ないました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/151208_01.html
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■12月1日：スタディーリフォーム（事業者名 株式会社ケイツウ - 家庭教師派遣業）に対する差止請求訴訟を和解をもって終了しました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151130_01.html ■12月9日：長沼静きもの学院（株式会社 長沼）が迅速に対応。当該学院の受講契約に対する要請事項が改善されました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_151208_01.html
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■12月15日付：株式会社フローラに対して終了通知書を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/1893.html ■12月15日付：株式会社ブライド・トゥー・ビーに対して再申入書等を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/1896.html ■12月15日付：株式会社NTTドコモに対して再申入書等を送付しました。 http://cnt.or.jp/information/1899.html ■12月15日付：株式会社メッセージに対する申入れ。 http://cnt.or.jp/information/1902.html ■12月24日付：学校法人モード学園から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1929.html ■12月25日付：株式会社ボードウォークから回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1911.html

<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■12月15日：消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書を関係機関へ送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000567</p> <p>■12月16日：健康食品販売会社の佐々木食品工業(株)自然食研が販売する「しじみ習慣」のweb上の表記の差止を求め「申入れ、要請及び再お問い合わせ」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000570</p> <p>■12月16日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)A I Z E Nに対して、契約書の中途解約条項についての「再々申入れ」の「回答」に対して「ご連絡」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000568</p> <p>■12月18日：住友不動産リフォーム(株)の工事請負契約約款についての「再要請」に対する回答が届きました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000571</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■12月24日：株式会社日本セレモニー訴訟の上告報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/588</p> <p>■12月24日：株式会社ドワンゴ申入れ活動終了の報告 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/591</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>■12月20日：消費者庁の徳島移転問題に対して意見を発出しました。 http://net-kuma.com/activity/2015/12/post-2.html</p>
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077